

君津市電子調達システム運用基準

1. 総則

1-1 趣旨

君津市電子調達システム運用基準（以下「運用基準」という。）は、君津市電子調達システムの適切かつ円滑な運用を図るため、関係法令又は千葉県電子自治体共同運営協議会が定める規定並びに君津市財務規則（昭和61年君津市規則第2号）及び君津市電子入札約款（平成24年4月1日施行）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

1-2 用語の定義

①君津市電子調達システム

君津市の契約（財産の売払いを除く。）に係る入札を処理するシステムで、電子入札システム、入札情報サービス及び資格申請システムをもって構成する。なお、君津市電子調達システムは「ちば電子調達システム」を利用するものとする。

②電子入札システム

入札案件の登録から参加申請書・入札書の提出や受理並びに落札者決定までの事務（以下「入開札事務」という。）を電子計算機及び電気通信回線等、電子的方式（コンピュータとネットワーク（インターネット等））を利用して処理するシステムをいう。

③入札情報サービス（PPI）

発注見通し、入札公告及び入札結果等に関する情報をインターネット上に公表するシステムをいう。

④資格申請システム

入札参加希望業者が入札に参加するために定める入札参加資格者名簿へコンピュータとネットワーク（インターネット等）を利用して登録申請を行うシステムをいう。

⑤入札参加資格者名簿

君津市の入札に参加できる業者を登載した入札参加資格者名簿をいう。

⑥電子入札

この運用基準において、電子入札システムにより処理する入開札事務をいう。

⑦紙入札

紙に記載した入札書等を使用して行う入開札事務をいう。

⑧電子入札業者

この運用基準において、電子入札システムに参加する入札参加者をいう。

⑨紙入札業者

紙に記載した入札書等を使用して行う入札参加者をいう。

⑩ I Cカード

ちば電子調達システムを利用できる認証局が発行した電子的な証明書を格納しているカードをいい、電子入札業者と君津市の双方でI Cカードを使用し情報のやり取りを行う。インターネット等を利用した電子文書のやり取りで、なりすましや改ざんを防止するために利用する。

⑪ 電子くじ

電子入札システムにおいて、くじの公平性を保つため、電子入札業者が入力した任意の数値（くじ番号）と処理時刻を用いた演算式により、コンピュータで落札者を決定する機能をいう。

2. 共通事項

2-1 君津市電子調達システムについて

君津市電子調達システムとは、入札手続き及びこれに関連する情報公表等をインターネット技術を利用して行うことにより、入札過程におけるコスト縮減を図るとともに、入札・契約事務のより一層の透明性を図るものとする。また、このシステムは、従来紙により行われてきた各業務を電子化することにより、入札・契約事務の簡素化・合理化を図るものとする。システムは、君津市で案件登録、入札参加資格、入札書等の受付確認及び通知、開札執行及び開札結果の通知等を行う「発注者機能」、電子入札業者が入札書提出等を行う「受注者機能」、電子データの授受、非改ざん等を保証する「電子認証機能」等から構成される。

2-2 電子入札システムについて

2-2-1 電子入札システムの利用者について

電子入札システムを利用する者は、ちば電子調達システムを利用できる認証局（以下「コアシステム対応認証局」という。）が発行した電子証明書（情報の発信者が本人であることを受信者に証明する電子的な証明書で、インターネット上の身分証明書として利用するもの。）を格納したI Cカード（以下「I Cカード」という。）を取得し、入札参加資格者名簿に登録された者とする。

2-2-2 対象入札方式

電子入札システムの対象入札方式は、一般競争入札方式及び指名競争入札とする。

2-2-3 対象入札案件

電子入札で行うものとして、君津市が発注する建設工事又は製造その他の請負契約及び物品の買入れ及びその他の契約に適用する。この運用基準を適用する入札にあっては、原則として全ての入札参加者が電子入札システムにより電子入札を行うものとする。

2-3 入札情報サービス（PPI）について

入札情報サービスは、調達案件や入札結果等の入札に関する情報をインターネット上に公表するサービスであり、案件閲覧に伴う物理的・時間的制約等の軽減による入札参加業者における入札参加の平準化と、情報を市民に広く公表することで、電子入札の透明性の向上を図るものとする。

2-4 資格申請システムについて

資格申請システムとは、インターネット上で入札参加資格の申請及び登録を行うシステムであり、書類作成及び持参等の軽減等を図るものとする。

2-5 システムに関する問い合わせについて

君津市電子調達システムの利用者は、円滑にシステムを運用するため、ちば電子調達システムのサポートデスクを利用するものとする。サポートデスクの受付時間は、県の休日を除く平日9：00から17：00とする。

2-6 システムの運用時間

電子入札システム、入札情報サービス、資格申請システムの運用日は、原則として無休とし、運用時間は、次のとおりとする。

対象者	電子入札システム	入札情報サービス	資格申請システム
受注者	8：00～24：00	0：00～24：00	8：00～24：00

ただし、システムメンテナンス等によりシステムを停止できるものとする。その場合ちば電子調達システムの受注者ポータルページにおいて当該情報を公表するため、入札参加者は最新の情報に留意するものとする。

3. 電子入札システム

3-1 ICカードの取扱いについて

3-1-1 利用者登録について

電子入札システムの利用者登録は、初めて電子入札システムを利用する場合及び新しくICカードを取得した場合に行うものとする。利用者登録は、入札参加資格者名簿とICカードの情報が一致していなければならない。

3-1-2 利用者登録内容の変更について

電子入札システムの利用者登録内容に変更が生じた場合、速やかに登録内容の変更を行うものとする。変更内容は以下のものとする。

企業情報

- ① 電話番号
- ② F A X 番号
- ③ 部署名

代表窓口情報、I Cカード利用部署情報

- ① 連絡先名称（部署名等）
- ② 連絡先郵便番号
- ③ 連絡先住所
- ④ 連絡先氏名
- ⑤ 連絡先電話番号
- ⑥ 連絡先F A X 番号
- ⑦ 連絡先メールアドレス

3-1-3 I Cカードの名義人について

I Cカードの名義人（商号又は名称、住所を含む。以下同じ。）は、君津市における入札参加資格の審査を申請した代表者又は代理人（年間委任状にある受任者とする。以下同じ。）とする。ただし、代理人は代表者のI Cカードを利用できるものとする。なお、名義人の変更等の事由が発生した場合、必要に応じて再取得の手続きを行うものとする。

3-1-4 I Cカードの複数枚の登録について

入札参加者においては、I Cカードの喪失又は破損等に備えて、予備のI Cカードを購入しあらかじめ利用者登録を行うことを推奨する。

3-1-5 I Cカードの更新について

入札参加者は、I Cカードの有効期限切れが間近の場合、I Cカードの更新を行うものとする。また、I Cカードの更新は、旧I Cカードの有効期限内に限り実施可能なものとする。ただし、更新のための新規I Cカードは、「I Cカード企業名称」「I Cカード取得者氏名」「I Cカード取得者住所（ローマ字表記）」「所属組織の本店所在地」のカードと登録内容のすべてが旧I Cカードと一致するものとする。I Cカードの更新後、旧I Cカードは有効期限内であっても利用不可能となるため注意するものとする。

3-1-6 I Cカードの失効について

以下に示す事象が発生した場合、I Cカードが失効となるため、速やかに認証局へI Cカードの失効申請を行うものとし、必要に応じて再取得の手続きをとるものとする。

- ① 紛失・盗難
- ② 破損
- ③ 利用中止
- ④ I Cカードがロックしたとき（I Cカード用P I N番号の誤入力）
- ⑤ 名義人となっている代表者を変更したとき
- ⑥ 以下に示す、電子認証書情報を変更したとき

- ・ I Cカード企業名称
- ・ I Cカード取得者氏名
- ・ I Cカード取得者住所
- ・ 所属組織の本店所在地（登記事項証明書記載の本店住所が変更となった場合のみ）

⑦ 利用者が退職したとき

3-1-7 入札参加中の I Cカードの取扱い

電子入札業者は、入札書の提出から開札手続きが終了するまで同一の I Cカードを使用し、開札予定日前に I Cカードの有効期限が切れることがないように注意するものとする。

3-1-8 特定建設工事共同企業体における I Cカードの取扱い

特定建設工事共同企業体（以下「特定 J V」という。）用に使用できる I Cカードは、特定 J Vの構成員の代表者（入札参加資格者名簿に登載されている者）又は代理人の I Cカードとする。

3-2 入札について

3-2-1 入札書の提出について

入札参加者は、電子入札案件について、入札書の提出は、電子入札システムで行わなければならない。ただし、紙入札業者として入札に参加する場合は、3-5の規定によるものとする。入札書の提出は、公告文に示す入札期間内とし、以降、いかなる場合においても入札書を受付けないものとする。開札日は、入札期間の末日から原則として閉庁日を除く3日以内とする。

3-2-2 入札の中止について

都合により入札を中止する場合、既に入札書等を提出している場合は無効とし、入札参加者全員に電子入札システムにより中止通知書を発行するものとする。入札参加者は、電子入札システムにより速やかに中止通知書の内容を確認するものとする。ただし、紙入札業者がいる場合には、電話で連絡するものとする。

3-2-3 入札期間を変更した場合について

都合により公告文に示す入札期間を変更する場合、電子入札システムにより既に入札書を提出している者に対し、日時変更通知書を発行するものとする。既に入札書を提出している者は、電子入札システムにより速やかに日時変更通知書の内容を確認するものとする。

3-2-4 入札書提出後の辞退について

入札書の提出後、都合により入札を辞退する場合は、開札日の前々日（閉庁日を除く。）までに入札辞退届を持参し提出するものとする。

3-3 入札金額内訳書の取扱いについて

3-3-1 入札金額内訳書の提出について

入札金額に対応した内訳書（以下「入札金額内訳書」という。）の提出を求めた案件については、入札書の内訳書欄に電子ファイルで添付するものとし、ファイル容量は3MB以内とする。入札金額内訳書は、「工事記号」「工事（委託）名」及び「商号又は名称」を記載したものを表紙とすることとする。添付する書類の作成ツールは次のとおりとする。

No.	使用アプリケーション	保存するファイル形式
1	Microsoft Word	Word 2007形式以下での保存
2	Microsoft Excel	Excel 2007形式以下での保存
3	PDFファイル	Adobe Reader 9以下で作成したもの
4	テキストファイル	—
5	画像ファイル	JPEG及びGIF形式

5注：ファイル名に半角の「&」「、」は利用できません。

3-3-2 ファイルの圧縮形式について

ファイルの圧縮形式は、ZIPまたはLZH形式に限定し、自己解凍形式（EXE形式）は無効とする。

3-3-3 電子入札システムで添付できない入札金額内訳書の提出について

提出する入札金額内訳書のファイル容量が合計3MBを超える場合、別途指定がある場合及び添付することが困難な場合にあつては、郵送で提出するものとする。この場合、「提出書類一覧表」を入札書の内訳書欄に電子ファイルで添付し、送信した後、次の手順により郵送で提出するものとする。

- ① 封筒に入札金額内訳書を入れる。
- ② 郵送にあたっては、開札日の前々日（閉庁日を除く。）必着とし、書留・簡易書留・特定記録郵便のいずれかの方法により郵送すること。
- ③ 提出先は、君津市総務部管財課契約係とする。

上記の規定にかかわらず、別途指定がある場合は、それに従うものとする。

3-3-4 ウイルス対策について

入札参加者は、ウイルス対策用のアプリケーションソフトを導入の上、常に最新のパターンファイルを適用し、書類を作成、添付する際に、必ずウイルス感染のチェックを行うものとする。添付された書類にウイルス感染があった場合、君津市は、速やかに当該書類を添付した者に連絡し警告するとともに、対応（書類の提出方法等）について協議するものとする。

3-4 開札について

3-4-1 開札方法について

開札日時になった場合、速やかに開札を行うものとする。ただし、紙入札業者がいる場合は、紙による入札書の内容を電子入札システムに登録した後、電子による入札書を一括開封し落札候補者決定を行うものとする。

3-4-2 開札の立会いについて

入札参加者は、開札の執行にあたり立ち会うものとする。ただし、入札参加者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。

市長が入札事務の公正かつ適正な執行の確保に支障がないと認めるときは、入札者及び当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせないことができる。

3-4-3 落札候補者決定について

開札の結果、最低価格提示者（総合評価落札方式の場合は最高評価値の者）を落札候補者として決定し、落札者となるべき入札参加資格について、審査を行う。

3-4-4 入札の保留について

入札を保留する場合、電子入札システムより入札参加者全員に保留通知書を発行するものとする。入札参加者は、電子入札システムより速やかに保留通知書の内容を確認するものとする。ただし、紙入札業者に対しては、保留通知書は発行せず、電話で連絡するものとする。

3-4-5 くじになった場合の取扱い

落札候補者となるべき入札参加者が2人以上あり、くじにより落札候補者の決定を行うこととなった場合、直ちに電子入札システムにおいて電子くじを実施し、落札候補者を決定する。落札候補者決定後、電子入札システムにより入札参加者全員に保留通知書を発行するものとする。入札参加者は、電子入札システムより速やかに保留通知書の内容を確認するものとする。紙入札業者については、紙による入札書に記載したくじ番号を入力するものとする。

3-4-6 開札の延期について

開札を延期する場合、電子入札システムにより入札参加者全員に日時変更通知書を発行するものとする。入札参加者は、電子入札システムより速やかに日時変更通知書の内容を確認するものとする。ただし、紙入札業者に対しては、電話で連絡するものとする。

3-4-7 入札の取りやめについて

都合により入札を取りやめする場合、電子入札システムにより入札参加者全員に取止め通知書を発行するものとする。入札参加者は、電子入札システムより速やかに取止め通知書の内容を確認するものとする。ただし、紙入札業者に対しては、電話で連絡するものとする。

3-4-8 入札結果の公表について

入札結果については入札情報サービスにより公表するものとする。

3-5 電子入札案件に紙入札業者として参加する場合

3-5-1 紙入札業者として参加を認める場合の条件について

次の事由のいずれかに該当する場合に限り、紙入札業者による入札参加を認めるものとする。

- ① 紙入札業者が、電子入札導入のためICカード発行の申請中の場合
- ② 電子入札業者が、ICカードの記載事項（名義人等）の変更により電子入札システムが利用できない場合
- ③ 電子入札業者が、ICカードの失効及び破損等でICカードが使用できなくなり、ICカード再発行の申請中の場合
- ④ 電子入札業者が、自然災害等によりパソコン、インターネット環境等のシステム障害及びやむを得ないと認められる事由により、入札締切日時までに入札書が提出できない場合
- ⑤ その他、契約を主管する課長がやむを得ないと認めた場合

3-5-2 紙入札業者として参加する場合の取扱いについて

入札参加者は、紙入札業者として入札に参加する場合、公告文に示す入札期間の末日の正午までに「紙入札承諾願」及び「入札書」等を持参し提出するものとする。ただし、紙入札業者として「入札書」等の提出をした後の電子入札業者への変更は認めないものとする。

3-6 入札参加資格確認申請書等について

3-6-1 入札参加資格確認申請書等の提出について

落札候補者は、入札参加資格確認申請書及び添付資料等を書面により持参し提出するものとする。

3-6-2 入札参加資格確認申請書等の審査について

君津市は、入札参加資格申請書及び添付資料等の審査を行い、入札参加資格要件を満たしているか判断する。

3-7 落札者の決定について

3-7-1 落札者の決定について

入札参加資格確認申請書及び添付資料の審査後、入札参加資格要件を満たしていると判断した場合、落札者として決定する。落札者が決定した場合、電子入札システムにより、入札参加者全員に落札者決定通知書を発行するものとする。入札参加者は、電子入札システムにより速やかに落札者決定通知書の内容を確認するものとする。

3-7-2 落札者の決定後について

落札者が決定した場合、当該落札者は契約書等の書類を、書面により取り交わさなけ

ればならない。

4. 入札情報サービス（P P I）

4-1 案件公表の範囲

4-1-1 サービスの利用者について

全ての市民は、入札情報サービスを利用できるものとする。

4-1-2 対象案件の範囲

入札情報サービスへの公表対象案件は、君津市が発注する建設工事に係る電子入札、紙入札等の入札情報とするものとする。

4-1-3 電子入札対象案件の明示

入札情報サービスで公表される電子入札案件は、市民及び入札希望者が電子入札案件であることがわかるようにする。

4-1-4 入札情報サービスの提供情報について

入札情報サービスを使用して提供する情報については、ちば電子調達システムの受注者ポータルページで明示する。

5. 資格申請システム

5-1 申請IDとパスワードの付与

申請IDとパスワードの付与については、別に定めるものとする。

5-2 申請者の責任

5-2-1 申請IDとパスワードの管理

申請者は、資格申請システムの利用の際に申請ID及び本人が登録したパスワードについて自己の責任において厳重に管理し、パスワードについては定期的な変更により第三者への漏洩防止に努めることとする。また、申請・届出等について、厳重に管理された申請ID及びパスワードを用いて、本人あるいは代理人により行われたものとして処理する。

5-2-2 申請ID及びパスワードの紛失、盗難及び不正使用等

申請者は、申請ID及びパスワードの紛失、盗難及び不正使用等が判明した場合は、速やかにサポートデスクに連絡し、その指示に従うものとする。

5-2-3 障害等により利用できなくなった場合

申請者は、資格申請システムが障害等により利用できなくなった場合は、速やかにサポートデスクに連絡し、その指示に従うものとする。

5-2-4 所在地等に変更があった場合

申請者は、所在地又は住所、氏名、商号又は名称及びEメールアドレス等に変更があった場合は、速やかに所定の変更手続きを行うものとする。

5-3 申請・届出等の委任

5-3-1 申請・届出等の第三者への委任

申請者が、申請・届出等を第三者に委任する場合、当該委任を受けて申請・届出等を行う者は当該手続きに関する全権を委任されたものとする。

5-3-2 申請・届出等の委任による損害

委任に係る申請者もしくは他の第三者が被った損害については、君津市は一切の責任を負わないものとする。

5-4 個人情報の保護

申請者の個人情報については、個人情報保護関連法令等及び君津市個人情報保護条例（平成9年君津市条例第3号）等に基づいた取扱いを行い、個人情報の保護を行うこととする。また、申請者は、資格申請システムにおいて他人のプライバシーを侵害する行為をしてはならない。

6. システム障害等の取り扱いについて

6-1 発注機関のトラブル

君津市は、電子入札システム用サーバー又はネットワークなどに障害が発生し、入札事務が処理できないことが判明した場合、その原因、復旧見込み等を調査検討し、入札事務の延期又は紙入札への移行など運用の変更を行うものとする。この場合、状況に応じて君津市ホームページ、電子メール、電話又はFAX等の手段により入札参加者に連絡及び公表するので、入札参加者は最新の情報に留意するものとする。

6-2 電子入札業者のトラブル

6-2-1 入札参加希望者がICカードを紛失又は破損した場合

入札参加希望者は、ICカードを紛失又は破損した場合、速やかに認証局に電話連絡を行い、認証局の指示に従いICカードを無効とする申請及び再発行の手続きを行うものとし、ICカード再発行後、新たに利用者登録を行うものとする。ICカードの再発行が間に合った場合又は予備のICカードが準備できている場合は、再発行後のICカード又は予備のICカードにより電子入札システムに参加するものとし、ICカードの再発行が間に合わなかった場合又は予備のICカードを準備できていないときは、速やかに3-5の規定により紙入札業者へ移行する手続きを行うものとする。

6-2-2 プロバイダ障害、回線障害及び認証局障害の場合

入札参加希望者は、プロバイダ障害、回線障害及び認証局障害の場合、インターネット接続業者又は認証局等に電話連絡を行い、障害の状況を調査し、長時間復旧の見込みがたたないときは、速やかに3-5の規定により紙入札業者へ移行する手続きを行うものとする。また、入札参加希望者は入札に参加する前に、インターネット接続業者又は認証局等のホームページにアクセスし、サービスの運用状況等のチェックを行うものとする。

6-2-3 停電が起こった場合

入札参加希望者は、天災又は電力会社の原因による広域的・地域的な停電が発生した場合等、長時間にわたり停電が復旧する見込みがたたないときは、速やかに3-5の規定により紙入札業者へ移行する手続きを行うものとする。

6-2-4 機器類（パソコン等）に障害が起こった場合

入札参加希望者は、パソコン等の機器類に障害や故障が起こった場合等、長時間にわたり復旧の見込みがたたないとき、又は、代替機器を準備できないときは、速やかに3-5の規定により紙入札業者へ移行する手続きを行うものとする。

6-2-5 その他の場合

入札参加希望者は、上記以外の事象により電子入札システムが利用できなくなった場合、又は、電子入札に関する質問がある場合、ちば電子調達システムの受注者ポータルページに掲載してある「よくある質問」を参照し、該当事例がある場合は、その対応方法に従い対応するものとする。また、上記により対応できない場合は、サポートデスクに連絡し、その指示に従うものとする。

7. 不正行為等の取り扱いについて

7-1 ICカードを不正使用等した場合の取扱いについて

入札参加者が次のいずれかに掲げる場合、その他ICカードを不正に使用等した場合には、当該入札参加者の入札への参加を認めないことができるものとする。落札後に不正使用等が判明した場合には、契約締結前であれば、契約締結を行わないことができるものとする。また、契約締結後に不正使用等が判明した場合には、事業の進捗状況等を考慮して契約を解除することができるものとする。

不正に使用等した場合の例示

- ① 他人のICカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した場合
- ② 代表者又は利用者に関する情報が変更となっているにもかかわらず、変更前の代表者又は利用者のICカードを使用して入札に参加した場合
- ③ 同一案件に対して、故意に複数のICカードを使用して複数の入札書を提出して入札に参加した場合

7-2 添付された書類にウイルス感染があった場合

3-3-4の規定により、君津市が警告したにも関わらず有効な処置を講じず、再度ウイルスに感染した書類を添付した者については、指名停止等の措置を行うことができるものとする。

8. 免責事項

8-1 君津市電子調達システムの改修、運用の停止等

必要があると認めるときは、君津市電子調達システムの改修、運用の停止、中止、中断を予告なく行うことができるものとする。この場合において発生した利用者の損害について、君津市は一切の責任を負わないものとする。

8-2 運用基準の変更

利用者への事前の通知を行うことなく、運用基準を変更できるものとする。利用者は、利用の都度、運用基準を確認することとし、運用基準が変更された後に君津市電子調達システムを利用した場合は、変更後の運用基準に同意したものとみなす。

附 則

この運用基準は、平成24年4月1日から施行する。

この運用基準は、平成30年4月1日から施行する。

この運用基準は、令和元年6月1日から施行する。

この運用基準は、令和2年4月1日から施行する。